

平成23年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年3月10日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 5号 財産の無償譲渡について
- 第 9 議案第 6号 財産の無償譲渡について
- 第10 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第12 議案第 9号 中頓別町自治基本条例の制定について
- 第13 議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算
- 第14 議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第15 議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第16 議案第22号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第17 議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第18 議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第20 議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 追加日程第1 議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	小 林 生 吉 君
産 業 建 設 課 長	中 原 直 樹 君
産 業 建 設 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
産 業 建 設 課 主 幹	山 内 功 君
保 健 福 祉 課 長	石 川 篤 君
保 健 福 祉 課 主 幹	吉 田 智 一 君
教 育 次 長	柴 田 弘 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国 保 病 院 事 務 長	青 木 彰 君
自 動 車 学 校 長	浅 野 豊 君
こ ども 館 館 長	平 中 静 江 君
こ ども 館 次 長	遠 藤 美 代 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 め ぐ み 君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成23年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において7番、藤田さん、1番、西原さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告をいたします。

平成23年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月11日及び3月2日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月10日から3月17日までの8日間とする。3月11日及び12日、15日及び16日は休会とし、予算審査特別委員会などを開く。3月13日は、休日の休会の日であるが、開かれた議会を実現するためサンデー議会として一般質問などを行う。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一般質問が行われる3月13日は、午後からの会議であり、時間を有効に活用するため、後から質問する議員はみずからの判断により答弁の重複を来すことのないよう心がけられたい。

4、町側からの提案された33議案のうち、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件は重要案件であることから、議長発議により、いきいきふるさと常任委員会に付託して会期中に審査を行う。議案第27号から第34号までの平成23年度各会計予算案も議長発議により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、付託し、会期中に審査を行う。その他の議案は、いずれも本会議で審議する。

5、閉会中の郵送陳情の取り扱いについて、住民の安全、安心なくらしを支える交通運

輸行政の充実を求める陳情ほか2件は、全議員に写しを配付する措置をとった上、議長預かりとした。

6、北海道町村議会議長会から地域医療存続のための医師確保に関する意見書の採択要望があり、藤田議員から発議書の提出があったので、会期最終日に審議する。

7、説明員の出席について、これまで一部事務組合職員を事実上説明員として出席させている議会運営の上の誤りが続いてきたので、今議会から取り扱いを改めるものとする。

8、テレビ中継について、3月13日午後1時からのサンデー議会及び3月15日及び16日の予算審査特別委員会の開始から終了まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月10日から3月17日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月10日から3月17日までの8日間とすることに決しました。

お諮りします。委員会審査などのため、3月11日から3月12日までの2日間と3月15日から3月16日までの2日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月12日までの2日間と3月15日から16日までの2日間は休会とすることに決定しました。

お諮りします。3月13日は日曜日であり、休日休会の日ですが、サンデー議会として、特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月13日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、

ご了承願います。

なお、1月19日に宗谷町村議会議長会の定期総会が稚内市で開催されました。総会では、平成23年度管内町村議会議員研修会が6月2日、浜頓別町で開催されることに決まりましたので、ご報告いたします。

監査委員の例月出納検査報告、随時監査報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいたさせます。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 平成23年3月10日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

南宗谷消防組合議員、西原央騎、東海林繁幸。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。会議名、平成23年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

日時、平成23年1月31日（会期1日）午前10時開議。

場所、南宗谷消防組合消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

出席議員、西原、東海林議員。

会議結果、議案第1号「平成22年度南宗谷消防組合会計補正予算について」は、原案どおり可決された。国の地域活性化交付金事業を利用した施設整備や備品購入による補正が主な内容であり、歳入歳出それぞれ1,085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,223万円とした。

以上です。

○議長（石神忠信君） 引き続き所管事務調査報告を行います。

常任委員長からいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） おはようございます。今回は、天北厚生園の移転改修計画と運営等について並びに中頓別町教育の一元化に向けた体制についてご報告いたします。意見のみ報告させていただきます。

まず、天北厚生園の移転改修計画と運営等についてご報告いたします。障害者自立支援法に基づく新体系移行に伴い設置される多機能型事業所（定員20名）での業務作業では、グループホーム利用者等に労働を通じた社会参画の道を拓けるのか不安要素が多い。

天北厚生園は法人所管となったが、障がい者の福祉政策は、町の責任において推進されるべきであり、施設移転後の利用者の就労の確保に向け、早急かつできる限りの支援を行うべきである。

続いて、中頓別町教育の一元化に向けた体制について意見を述べます。こども館を平成23年4月1日から教育委員会に所管替えし、教育の一元化を図るためには、組織・人事体制を単純接着するだけにとどまらず、まず本町としての子育て支援と学校教育を連携・

統合する教育指針を持つべきである。

また、中長期行財政運営計画の最終報告書で、こども館は平成24年4月1日を目標に方向性を検討することになっていますが、公設民営、直営などどのような将来像をめざすのか、結論を急ぐべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 諸般の報告は以上ですけれども、何か質疑ございますか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 随時監査報告についてですけれども、監査報告書の最後に措置状況の通知について述べてありますので、この監査報告に基づいて措置を講じたときにはその旨通知願いたいというふうに監査報告にありますので、これらの2点について措置がとられたのかどうかお聞きしたい。

それから、地デジのテレビ中継局にこれを減額する必要があるのかあったのかなというのが、なぜこれを減額したのだろうというのがちょっと私としては理解しがたいところがあるので、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） おはようございます。私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の措置状況の通知についてでありますけれども、監査委員の随時監査で報告されている内容につきまして内部協議をさせていただいて、この方向で対応を進めることで今進めているところであります。

それと、2点目の固定資産税の減免に関して、地デジの施設に関して減免をすべきではなかったのではないかとということでもありますけれども、町といたしましてはデジタル化以前の部分につきましても鉄塔を建てたときの処理として地域住民のための公益的な施設の一部であるという判断をもとに減免をしてきた経過がありまして、今回もデジタル化になるに当たりましても同様にそこに設置される機器と、あるいはそれらの鉄塔等を踏まえた上で考えていったときには、公益性があるという判断をもって今回の減免措置に至ったということでもありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 固定資産税で公益性があったということで減免するのであれば、すべてにおいて公益性を追求すると、地デジ等に限らずあらゆるものが公益性を伴うことになるのではないかなと私は思います。ここでいう公益性というのは、その地域でのいわゆる公民館ですとか、コミュニティーセンターですとか、そういうものをいうのではないかなというふうに私は思うのです。これを公益性というのだったら、やっぱり物すごく幅が広がるので、そういう解釈をするのであれば、ちょっと私は無理があるのではないかなというふうに思うので、その点についてどうお考えか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご指摘のとおり、今回の公益性に関する対応につきましては、明確な定義というのは基本的にはありませんけれども、これに関しては他の自治体における条例等の内容についても監査委員から指摘されている内容になっていることは間違いありません。ただ、今回の地デジに関する部分につきましては、あそこに施設を設置することに伴って地域住民の方々に、あそこにもしなければ地デジを受信できる方々の範囲が極端に狭まることも考えられましたし、もともと地デジになる以前の部分につきましても同じような観点で広域的な要素があるということで、地域住民の方々のためには町としても協力していくべきものという判断をもってやってきた経過がありましたので、それを踏まえた上での対応ということになりましたので、その辺についてのご理解をいただければなというふうに考えます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 3回目なので、最後にしますけれども、それではお聞きしますけれども、今私の携帯も鳴ってしまいましたけれども、携帯等の電波塔があちこち町内にたくさん立っていますよね。これらの対応というのはどうされているのか、最後にお聞きいたします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご指摘の携帯等に関する部分については、通常どおりの取り扱いとして、固定資産税の対象施設としての課税対象物件としては、対象としていることは間違いありません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成23年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆さん方の全員の出席をいただきましたことにまず初めにお礼を申し上げたいと、このように思います。

私のほうから5点ほど行政報告をさせていただきたいと思います。まず、1点目は、国勢調査の結果についてであります。国の人口や世帯の実態等を把握をして、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施される「国勢調査」が昨年10月に実施され、2月25日に調査結果速報値が総務省より公表されました。本町における調査結果速報値では、人口が1,975人、5年前の前回と比較をして31

4人が減少いたしました。また、世帯数は816世帯で、前回の5年前の調査と比較をして112世帯が減少となったところでございます。

次に、地域活性化交付金の配分についてであります。昨年12月「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」として「地域活性化交付金」が交付されました。この交付金は、「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の2種類が交付されましたが、この度「住民生活に光をそそぐ交付金」の追加配分、前回は交付額750万円でしたが、追加配分が決定した旨通知がありました。これにより当交付金の総額は、1,500万円となり、当初見込んでおりました交付額どおりの額となったところでございます。

次に、3点目でありますけれども、財務会計システム導入事業についてであります。財務関連データの電子化、予算編成から執行管理、決算統計事務や新公会計への対応を容易に図るため、導入することとしておりました「財務会計システム」について、昨年6月、4業者によるプロポーザル選考会を開催し、「(株)エイチ・アイ・ディ」社と最終契約を締結いたしました。この間、平成23年度予算編成と執行管理を着実に行えるよう、職員に対する実践的な指導機会を確保しながら準備を進めてきたところであり、平成23年度会計事務から財務会計システムが本格稼働することとなりました。

次に、4点目でありますけれども、TMRセンター（混合飼料生産施設）の建設についてであります。畜産担い手育成総合整備事業により、農業生産活動の向上を図るための施設として計画しておりましたTMRセンターが平成23年度に建設されることが決定され、これに先がけてTMRセンターを運営する農業生産法人「株式会社ディリーソウル中頓別」が2月16日に10名の農業者により法人登録されました。この施設の建設により、良質で安定した混合飼料を供給することが可能となり、労働力の軽減や乳質の改善、乳量の増量が図られることが期待をされているところであります。

次に、5点目でありますけれども、医師に対する医師養成費貸付金の償還についてであります。町は、医師より医師養成費貸付金の償還を平成17年9月より毎月定期的に償還していただいておりますが、昨年8月分以降償還が滞っていたことから、償還に向け本人に要請をしておりましたが、以前より法律家に相談中とのことで償還にいたっておりませんでしたけれども、2月22日付けで医師の代理人弁護士から医師養成費の貸付金の償還義務がないとのことで民事調停申立書が名寄簡易裁判所に提出され、名寄簡易裁判所より2月25日付けで「調停期日呼出状」により出頭依頼がありました。このことよって3月1日北海道町村会法務支援室と協議し、今後は北海道町村会顧問弁護士を町代理人として対応していくことといたしました。

以上、5点について行政報告とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） ただいまの行政報告について、何か質疑ございませんか。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、医師に対する貸付金償還についてちょっとお聞きしますけ

れども、この件については所管事務調査で病院の運営状況等医師確保について調査したときに、担当者からこの償還の滞納になっている額をお聞きしたのですが、そのとき818万というお話がありましたけれども、現段階においてもその額に変わりがないのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、償還に向けて調停へ申し立てを行ったということで、論点がどういうところにあるのか、そこがどういう趣旨をもって調停に臨まれたのか、私としても理解しがたいところがあるので、その点について知り得る範囲で、町側と元院長との間の話し合いがどうかみ合っていないのか、どういう調停になるのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、貸付金の額でありますけれども、今柳澤議員が質問された額、そのままの額が未償還になっていると、こういうことであります。

医師のほうからの調停のものにつきましては、言えば未償還の分を払う義務がないと、まずこれが1点であります。また、今まで払った貸付金については戻してもらいたい、こういうことが2点目であります。これの医師のほうからの申し出の根拠は、これはあくまで医師のほうの根拠でありますから、それは医師養成費を借りて6年間勤めたので、言えばそれによって貸付金の関係についてはもう支払う義務がないと、お礼奉公は終わったと、こういうような趣旨でありました。私のほうの申し出は、言えば医師養成費については2種類の部分に分かれています。1つは助成金であり、1つは貸付金であると。そういうようなことを申し上げてまいりました。特にちょっと細かくなりますけれども、養成費についてはもともと町の条例、規則の中で医師については月額10万円、年間に120万円と、これあったわけです。当時医師のお父さんや、または医師本人が当時の町長との話し合いの中で、例えば学校に納める授業料や実習費や何かを全額貸してほしいと、こういうような話があったようであります。それが年間453万円と、こういうことでありまして、当時恐らく医師養成費として120万円ありましたから、残りの333万円については貸付金と、こういうようなことで当時の議会と町長は相談をして、そして条例、規則等を見直しをしながら、453万円の学校に納めるお金を医師養成費として貸し出したと、こういうような経過でありまして、ただその償還について大変不安定要素が多いということで、議会としては保証人をつけるべきだと、こういうようなことも議論されたようであります。そういうようなことから、町としては453万円を6年間医師養成費として支出してきたと、こういうようなことで、私の今の考え方は、例えば助成金としてもともとあった年間120万円の6年分については、医師の申し出のような意味合いを持ったお金であると。そのほか年間333万円は貸付金というとらえ方をしておりますが、これは償還義務があると。この辺の違いが論点になっているのでなかろうかなと、私はそう思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎同意第1号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第6、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字旭台261番地10。氏名、大山敏昭。生年月日、昭和32年6月10日生まれの53歳であります。

大山敏昭さんは、3月31日で1期目の任期が満了になりますが、今までの経験を生かしていただき、町の人事行政の運営に対し適切なご指導等をいただけるものと考え、再度提案を申し上げますので、満場一致での同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎同意第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字弥生108番地。氏名、小野洋一。生年月日、昭和35年3月3日生まれの51歳であります。

小野洋一さんは、平成14年5月に固定資産評価審査委員会委員に就任され、ことしの5月で3期目の任期が満了になりますが、今までの経験を生かしていただき、再度委員としてご協力をいただきたいと考えておりますので、どうか満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

◎議案第5号～議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第5号 財産の無償譲渡の件及び日程第9、議案第6号 財産の無償譲渡の件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 財産の無償譲渡について、議案第6号 財産の無償譲渡について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第5号 財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の表示、所在地、枝幸郡中頓別町字兵安184番地1、種類、管理棟、構造、鉄筋コンクリート造垂鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積、549.42平方メートル。

所在地については同一でございます。種類、一般棟、構造、コンクリートブロック造垂

鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積、603.69平方メートル。

種類、重度棟、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て、床面積、871.03平米。

種類、体育館、構造、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積、207.88平方メートル。

2、無償譲渡する年月日、平成23年3月31日までに無償譲渡する。

3、無償譲渡する相手方、枝幸郡中頓別町字中頓別160番地、社会福祉法人南宗谷福祉会理事長、太田一穂。

4、無償譲渡する理由、知的障害者更生施設、天北厚生園の施設運営は、平成19年4月より中頓別町から社会福祉法人南宗谷福祉会に移譲され、現在も同施設を利用して施設運営されていることから、施設そのものを社会福祉法人南宗谷福祉会に無償譲渡するものでございます。

続きまして、議案第6号でございます。財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の表示、所在地、枝幸郡中頓別町字上駒11番5、種類、寄宿舍、構造、鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て、床面積、1,750.42平方メートル。

所在地、枝幸郡中頓別町字上駒11番6、種類、寄宿舍、構造、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て、床面積750.00平方メートル。

2、無償譲渡する年月日、平成23年3月31日までに無償譲渡する。

3、無償譲渡する相手方、枝幸郡中頓別町字中頓別160番地、社会福祉法人南宗谷福祉会理事長、太田一穂。

4、無償譲渡する理由、知的障害者更生施設、天北厚生園の移転改築先として、旧中頓別農業高等学校寄宿舍を活用することに伴い、同寄宿舍を社会福祉法人南宗谷福祉会の所有とするものでございます。

それで、旧中頓別農業高等学校寄宿舍及び校舎側の各施設並びに土地につきましては、本年3月1日付で北海道教育委員会教育長と譲与契約を締結いたしまして、同日付で町に所有権は移転されておりますので、ご報告をいたします。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 議案第5号について伺いたいのですが、法人に移譲すること自体は結構だと思いますが、問題はこの施設は今移転する対象の古い施設ですから、当然これの処分といいますか、そういったことの行為がこれから予測されるわけで、それらについてもこれは法人が負担すべきものだという見方での移譲なのですか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、移転改築事業で平成23年度に現施設から旧中頓

別農業高校寄宿舎跡に施設が移転されます。それに対する補助事業でございますけれども、1つは社会福祉施設等耐震化等整備事業補助金というものがございまして、その改築事業の補助金を充てるということであります。まず、管理棟と一般棟と体育館については、耐用年数が管理棟と体育館は過ぎているということと、あと一般棟も含めて耐震性がない建物ということでありますので、これは補助事業の中でいわゆる改築の対象になりますので、移転後解体をします。一般棟と管理棟についてはです。という計画であります。体育館については、耐用年数が過ぎておりますけれども、まだ倉庫等に使える要素がありますので、使用を希望する方がいればそういった方に使っていただくという考えであります。ただ、重度棟については、平成3年に建設された施設でございます、耐用年数が50年でございます。まだ築20年でございますから、国庫補助金が残る形になります。今回町から法人のほうに所有権を移転した場合に、その国庫補助金についても財産処分という形で町から法人のほうに実質的に移ると、形的に移るということになりますので、その重度棟については基本的に今現在は壊したりだとかということにはならないということで、存続することになりますので、その重度棟については社会福祉法人の天北厚生園の一施設として所有されて残るという形になります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的には、そういった流れはわかるけれども、言うなればでは解体をするものは事業主体は法人になるのかと聞いているのです。それで、補助対象としてとらえられるのかということももう一つです。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 解体についても事業主体は社会福祉法人になります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 補足をさせていただきますけれども、今現在使っている施設を法人に移管をすることによって解体経費が補助の対象になると、こういうことでありますから、そしてなおかつ解体経費の4分の3が補助対象になるということでありまして、町の所有にしていくと、これは解体するのに補助金が当たらない、こういうことであります。そういうことで解体については法人が実施をしますけれども、補助金のほかの法人が持つ部分は今後法人と協議をしていく、こういうことになろうかなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 単純に補助が要は南宗谷福祉会のほうへ直接入るのか、町をまた経由するのか、そこら辺ちょっとあれなので、お聞きしたいのと、それから譲渡に関しては私ももう何も異論はないのですけれども、ただひっかかるのが地方自治法の第96条で適正な対価なくしてこれを譲渡し、貸し付ける、そういうときに議会の議決を得なさいということなので、ではこれ本当は何ぼなのかなというのがやっぱり示されるべきなのだろうと思うのです。今使っている施設も古くて、当然解体ということを前提に譲渡するのですけれども、それにしてももともと町のものであって、それはそれなりの評価があったの

だろうと私は思うのです。それから、今度移る寄宿舎等についても道から譲渡を受けたにしても、それは道は道なりに評価をきっとしているはずだと思うのです。だから、評価としては幾らなのだけれども、これを無償譲渡するよということでない、ただ単純に無償譲渡します、無償譲渡しますということなので、では本当は何ぼのものを無償譲渡しているのだいというのがちょっと私としては疑問を持つので、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 補助金関係については、補助事業の事業主体が社会福祉法人になりますので、直接法人のほうに補助金は入ります。

それと、現施設と移転先施設の寄宿舎の評価額の関係でございますけれども、まず評価額といいますか、時価額という押さえをしています。まず、算定根拠については、国有財産台帳の価格改定に関する評価要領というものがございまして、これのいわゆる残存価格をもって時価額ということで押さえております。それで、まず寄宿舎でございますけれども、寄宿舎の男子寮、建設年度が平成6年度でございますけれども、建設費については2億7,572万8,000円、鉄筋コンクリートで耐用年数が50年で、現段階の残存価格については1億2,600万。女子寮については、これは平成9年度建設でございまして、建設費が1億8,991万4,000円、耐用年数が50年で築13年たっておりますが、現段階での残存価格が9,960万円ということになります。あわせて移転先の寄宿舎については、2億2,560万円が現段階の残存価格、いわゆる時価額になるということでございます。既存の現施設でございますけれども、まず重度棟については平成3年度の建設でございまして、建設費が2億5,971万4,000円で築20年経過しております。現段階での残存価格については1億340万円でございます。管理棟、一般棟、体育館につきましては、合わせて残存価格として1,920万円ほどでございます。現施設の重度棟と一般棟、管理棟、体育館を合計しますと、現段階で1億2,260万円ということになります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ちょっと不安になっているのだけれども、重度棟の扱い。基本的にまだ30年あるから、これは壊せないということか、それとも補助を返還することによって壊せるようになるのかということと、今後壊すとしたら、これは全部法人のものよと、法人が負担すべきものよという考え方なのか、それと法人がこのことを知って譲り受けをするのか、何かを活用するという目標があるのか、その辺の内容を知らせてください。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほど言いました厚労省の財産処分承認基準というものがございまして、国庫補助金が残っている場合に取り壊しをしようとしたときには、補助金の返還、納付が必要になってきます。納付をすれば取り壊しは可能になります。当然天北厚生園もこれらの内容、法人の所有になった場合に重度棟は存続すると。法人である天

北厚生園の一施設として補助事業は残るといふことの認識は持っております。

(「あとは」と呼ぶ者あり)

○産業建設課長(中原直樹君) あとは、使い道等々については補助が残っているということで、天北厚生園の一施設として存続はしなければなりませんけれども、実際に高校跡に移転するわけでありまして、そこを活用するかどうかというのは今後法人と町長で協議をしながら、どういった形での管理をしていく必要があるのかということも協議しながら進めていくことになろうかというふうに思います。

○議長(石神忠信君) 東海林さん、3回過ぎますけれども。

○3番(東海林繁幸君) ちょっと解体するときのことも、解体するときの負担はどういうふうになるか、答弁ないから……

○議長(石神忠信君) そうしたら、東海林さん、もう一回したら。

(何事か呼ぶ者あり)

○産業建設課長(中原直樹君) 重度棟を解体するときの負担という意味ですね。所有者は法人になります。解体しようとしたときに補助金の返還をしない限りは法人が所有者として残りますので、事業主体も法人になりますけれども、解体の経費の負担ということになると大きな問題になりますので、法人と町との協議も出てくるのかなと、その上で決定されるのかなというふうに思いますけれども、私が答えていいものかどうかわかりませんが、そういうことになろうかと。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野邑智雄君) 言えば建設してまだ20年ぐらいしかたっていないから、補助金の適正化法等に基づいて解体をする場合については補助金の残額を戻さないとならない、返還しないとしないと。これはもう皆さん方も当然ご承知だと思いますので、ただ施設としてはほとんど活用することは不可能だと私は思います。そういう意味では、管理をしっかりと。いわば人の出入りができないような形をしっかりとって、当分の間は何かに活用するのだというような形だけをとりながら、存続をさせておくと、こういうようなことが恐らく当分の間、当分の間といったら5年、10年なのか、20年なのかわかりませんが、それは続くのでないかと、私はそういう認識を持っていますから、それが5年後、10年後になったときにどうしても地域の人たちから危険であるとか、またはいろんな面で心配な建物であると、こういうことになったときには、もともと町が設置をした施設でありますから、当然法人と協議をしながら、町が主体的に解体をすると、こういうような形になろうかなと思います。

○議長(石神忠信君) 西原さん。

○1番(西原央騎君) 重度棟と体育館については、無償譲渡した後、もし活用するとなった場合、利益目的の活用というのは可能なのでしょうか。

○議長(石神忠信君) 町長。

○町長(野邑智雄君) 体育館は、もともと小中学校の体育館を活用しておりますから、

もう補助金の適正化法だとか、そういうものは一切縛りがないと、こういうぐあいに考えております。そういう意味では、利用についてはできるだけ活用するという人に対して、売却をしていく方向になろうかなと思います。ただ、重度棟については補助金が入っておりますから、言えば補助金の趣旨を大きく損なうようなものにはなかなか難しいだろうと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 町の財産を無償譲渡したのに対して、法人のほうで売却をするというような形は条例上大丈夫なのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 町から無償譲渡しておりますから、売却をする場合については町と相談をして売却をするという形になろうかなと思います。町としてもできるだけ地域の人たちだとか、または利用する人たちがいれば、できるものは売却をしたいと、こういう考えであります。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第5号 財産の無償譲渡の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 財産の無償譲渡の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 財産の無償譲渡の件は原案のとおり可決されました。

引き続きまして、議案第6号 財産の無償譲渡の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 財産の無償譲渡の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 財産の無償譲渡の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村総合事務組合理約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

11ページ、改正の趣旨をごらんいただきたいと思います。改正の要旨、広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1（第2条関係）組合を組織する地方公共団体及び広域連合欄及び別表第2（第3条関係）の共同処理する団体を変更する必要が生じたため、今回の改正となったところであります。

9ページ、北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を次のように変更する。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

15ページ、改正の要旨であります。広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約別表第1を変更する必要性が生じたため、今回の改正となったものであります。

13ページ、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を次のように変更する。

別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 日程第12、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定について。

中頓別町自治基本条例を別紙のとおり制定する。

22ページごらんいただきたいと思います。制定の要旨、平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、国と地方との関係が対等、平等の関係となることから、各自治体はそれぞれが抱える課題を独自に解決する能力が問われることとなりました。こうした社会の動きに相まって、各自治体では自治の制度や運用ルールの明確化、自己決定、自己責任での自治体の運営を推進するべく、自治体運営の基本ルール、つまり自治基本条例を制定する動きが活発化し、本町においても平成19年7月より自治基本条例の制定に向けた議論が進められてきました。このたび地方自治の本旨に基づき、町政運営の基本理念及び基本原則を定めるとともに、町民、議会及び執行機関が互いに連携し、町民が主役となる新しい公共社会の実現、自治の確立を目指していくための仕組みを定めることを目的とした中頓別町自治基本条例を制定するため、今回提案するものであります。

17ページ、本条例につきましては、前文に始まりまして第1章、目的及び基本理念から第9章、条例の位置づけ及び最高規範性まで33条の条項によりまして制定するものでありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号はいきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託した議案第9号は、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町自治基本条例の制定の件は、本定例会の会期中に審査を

終了するように期限をつけることに決定しました。

◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 内容の説明の前に、何点かちょっと修正をお願いしたいと思います。

2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの歳入の部分で、第17款寄附金、1項寄附金の欄でありますけれども、ゼロとなっておりますが、既定額がゼロではなく501、合計額の欄が410となっておりますが、911に修正をお願いしたいというふうに思います。大変申しわけありません。

それでは、議案の説明をさせていただきたいと思います。議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

平成22年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,107万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,138万9,000円とする。

第2条は、繰越明許で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条は、債務負担行為の補正で、既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為」による。

第4条は、地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

5ページをごらんいただきたいと思います。この5ページの第4表につきましては、新旧対照表でお配りさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

第2表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費では、事業名、ピンネシリ温泉施設整備改修事業で、事業費は442万3,000円、町道補修事業では事業費1,000万円、公共施設改修事業で事業費1,386万円、学校図書室等整備事業で事業費207万4,000円、子ども自然体験教育活動備品購入事業で事業費45万円、自動車学校事業特別会計繰出金733万9,000円、6款農林水産業費、2項林業費では事業名、中核作業道坂井線開設事業で事業費2,100万円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災

害復旧費では事業名、公共土木施設災害復旧事業で事業費1,896万4,000円となり、合計7,077万1,000円となったところであります。

第3表、債務負担行為は変更で、事業、南天北地区……違いましたか。

○議長（石神忠信君） 今の数字が7,077万1,000円と。

○総務課長（遠藤義一君） 申しわけありません。合計の欄、7,811万円であります。申しわけありません。

第3表、債務負担行為は変更で、事項、南天北地区畜産担い手育成総合整備事業で、期間の変更はございませんが、限度額を変更するものであります。変更後の限度額につきましては、全体事業費で5億5,198万9,000円のうち、参加者負担分は2億7,845万6,000円とするものであります。

第4表、地方債補正であります。正誤表を配付させていただいておりますが、過疎対策事業債につきましては追加ではなく変更となることから、災害復旧事業費のみが追加となっております。起債の目的、災害復旧事業費（公共土木施設災害復旧事業）で、限度額は460万円、起債の方法は証書借入れ、利率3.0%以内、償還の方法は借入れ先の融資条件または借入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

次に、過疎対策事業債。次6ページになりますが、地方債補正の補正では、過疎対策事業債では限度額の変更で、変更後における限度額を6,820万円増額して1億4,280万円とするもので、起債の目的で過疎地域自立促進特別事業が新たに加わり、事業の限度額を6,820万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。公有林整備事業債では、当初借入れを予定しておりましたが、地方税等の伸び等により借入れを中止したことにより変更するものであります。臨時財政対策債では、限度額の変更で、変更後における限度額を7,165万7,000円増額して1億7,085万7,000円とするもので、増額の要因は臨財債の発行額の確定によるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、18ページ、歳出からご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、多くの款におきまして人件費、物件費あるいは事業終了等に係る既定の予算の不用額を精査し、減額する内容が主なものとなっております。

1款議会費、1項1目議会費では、既定額より114万4,000円の減額であります。大きくは、職員手当、職員共済組合費、議員費用弁償や議会広報紙の印刷の減額によるものであります。

2款総務費、1項1目一般管理費では、規定額より579万2,000円の減額で、主なものでは、2節給料では土木事業等における事業費支弁で支給を予定していた分が事業費の減額により一般管理費で支給することとなったことや給与改定に伴い220万4,000円の増、3節では事業支弁分の増はありますが、期末、勤勉手当の見直しによる減額のほか時間外勤務手当等の減少により減額、4節共済費では共済率が当初見込みより率が

低くなったことや早期退職者によりまして277万1,000円の減額計上となったところであります。19節では、人事異動に伴う昇格による負担率の増により26万円の追加のほか、中途退職者による退職手当負担金の減などによるものであります。大変申しわけありませんが、19節の合計欄に17万2,000円減額と、172減額となっておりますが、減額ではなくここは追加ということになりますので、修正をお願いします。

2目財政管理費では、既定額に58万3,000円を追加し、1,429万円とするもので、13節では財務会計システム導入委託額の確定により減額、老朽化している複写機と印刷機を新規購入するための経費を新たに計上させていただいたものであります。

3目文書広報費では、既定額より17万7,000円の減額で、主な要因は9節旅費と11節需用費で見込まれる不用額を減額したところであります。

5目企画費では、既定額より398万9,000円の減額で、各種審議会、委員会の開催状況のほか、各種研修会の開催状況等を踏まえるなど、1節報酬から11節需用費までにおいて予算の精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額したところであります。また、18節備品購入費では、そうや自然学校における各種事業や各資料の編集に必要な催事用の記録用カメラ、説明欄ではカメラ1台となっておりますが、ほかにマイクロレンズあるいはストロボ、キャリーバッグ等と一式で購入するべく26万5,000円を新たに計上したところであります。19節及び23節では、事業の確定に伴い各種補助金等を減額計上させていただきました。

11目社会資本整備総合交付金事業費では、既定額より119万6,000円の減額で、各事業の確定により不用額を減額計上したところであります。

12目きめ細かな交付金事業では、既定額より53万1,000円の減額で、事業確定に伴い見込まれる不用額を減額。

13目住民生活に光を注ぐ交付金事業費では、既定額に50万円を増額するもので、学校図書室等整備事業備品購入費で101万8,000円を追加したほか、事業確定に伴い見込まれる不用額を減額し、計上したところあります。

2項1目税務総務費では、既定額より133万9,000円を減額するもので、予算精査により9節、13節で減額、特に13節では平成23年1月より国税との連携でスタートすることに伴い、住民税課税システムの改修を予定しておりましたが、予定していた改修システムの完成度が不十分で、全国的にもシステムのふぐあいが指摘されていることから、今年度におけるシステム改修を中止としたところあります。今後国税連携がより一層進められることから、システム改修状況を確認しながら、検討をしていくこととしていくところあります。23節では、法人課税事業者の過年度分法人税額の修正申告が行われたことに伴い、過年度における町民法人税の償還金が生じたことにより3万1,000円を追加するものであります。

3項1目戸籍住民登録費では、既定額に52万2,000円を追加し、188万3,000円とするもので、現在使用している複写機の老朽化に伴い、18節で新規に複写機の

購入費と12節で現在使用している複写機の廃棄料を新規に計上するものであります。

4項4目参議院議員選挙費では、既定額より20万3,000円の減額で、事業費確定により不用額を減額するものであります。

5項1目統計調査総務費では、既定額に8万2,000円を追加し、234万9,000円とするもので、各種統計事務における交付金の確定と国勢調査費における節の組みかえによるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、既定額より13万円の減額で、19節で日本赤十字社宗谷地区中頓別分区補助金において自主財源に余裕があることから、本年度における補助金交付を辞退したことにより不用額が生じて減額したところであります。

2目老人福祉費では、既定額より267万4,000円の減額で、大きな要素は19節で後期高齢者医療広域連合への医療給付費負担金の減によるものであります。

4目障害者福祉費では、既定額より600万円の減額で、20節扶助費で600万円の減額計上としたところであります。

7目地域福祉対策事業費では、53万8,000円の減額で、13節委託料で緊急通報システム導入対象者の減により委託料を23万8,000円減額、20節で重度肢体不自由者等交通費助成金で対象者の減により30万円を減額するものであります。

8目介護福祉センター費では、17万6,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

2項児童福祉費、1目乳幼児医療費では、既定額より182万5,000円の減額で、20節において医療費補助対象者の減により不用額を減額。

3目ひとり親家庭等児童特別対策費では、既定額より53万3,000円の減額で、見込まれるひとり親家庭等医療費の減額により減額補正をするものであります。

4款衛生費、1項1目予防費では、既定額に13万円を増額し、482万5,000円とするもので、19節において各予防接種助成金を計上したところであります。

2目母子衛生費では、既定額より15万円の減額で、20節では見込まれる不用額を減額するものであります。

3目環境衛生費では、既定額より71万1,000円の減額で、主なものは11節で指定袋購入費による26万4,000円の減額と13節でゴミ収集業務委託料28万7,000円の減額と予算の精査により見込まれる不用額を減額するものであります。

5目病院費では、既定額に1億3,996万6,000円を追加し、2億2,504万6,000円とするもので、19節では基礎年金拠出金公的負担分を初め運営事業補助合わせて1億302万9,000円を追加、累積欠損金解消分として300万円、救急医療費分として3,285万7,000円をそれぞれ新規に計上したところであります。24節では、医療機械器具購入での過疎限度額の変更に伴い40万円の減額、単独備品購入分として151万4,000円を追加計上したところであります。

7目老人保健費では、既定額より63万3,000円減額で、予算の精査により見込ま

れる不用額を減額するものであります。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額より177万8,000円の減額で、事業の確定に伴い不用額を減額。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費では、既定額より24万6,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を同じく減額。

2目農業振興費では、既定額より69万7,000円の減額で、19節においてそれぞれの事業確定により事業の調整を行い、トータルとして不用額分を減額するものであります。

3目畜産業費では、既定額より481万円の減額で、主な内容は13節で町営牧場管理委託料40万円を、19節で酪農ヘルパー利用組合運営補助金60万円、畜産担い手育成総合整備事業負担金で350万円をそれぞれ減額するなど、予算の精査により見込まれる不用額を減額するところであります。

2項1目林業振興費では、規定額より276万9,000円の減額で、15節、19節とも各種事業の終了確定に伴う予算の精査により見込まれる不用額を減額。

7款商工費、1項2目観光費では、既定額より174万5,000円の減額で、各節とも予算の精査等により見込まれる不用額を減額するものでありますが、18節において当初予定していました15節の鍾乳洞保全事業照明設備取りかえ工事にかわり、洞くつ内の環境保全をより一層効果的にするため、鍾乳洞照明施設備品購入、LEDライトアップ用スポット購入事業に変更し、予算を計上したところであります。

8款土木費、2項1目道路維持費では、既定額より43万7,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

3目道路新設改良費では、既定額より37万9,000円の減額で、事業の確定により見込まれる不用額を減額。

3項1目河川総務費では、既定額より9万9,000円の減額で、事業確定により見込まれる不用額を減額。

4項1目旭台公園費では、既定額より80万円の減額で、当初複数の遊具等の補修を予定しておりましたが、管理する自治会との協議により、特に危険がある公園遊具の補修修繕のみとすることになったことから、減額することになったものであります。

5項1目住宅管理費では、既定額より25万5,000円の減額で、15節入札減による減額補正であります。

2目住宅建設費では、既定額より196万7,000円の減額で、主な要素は13節で耐震改修促進計画策定委託料28万3,000円の減額と19節で住宅建設促進助成金168万円の減額となったところであります。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額より227万6,000円の減額で、19節南宗谷消防組合負担金の減額によるところであります。

10款教育費、1項2目事務局費では、既定額より240万円の減額で、各節とも予算

の精査により見込まれる不用額の減額となりました。

3目住宅管理費では、既定額より41万6,000円の減額で、予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2項小学校費、1目学校管理費では、既定額より24万9,000円の減額で、各節とも予算の精査により見込まれる不用額を減額。

2目教育振興費では、既定額より19万8,000円の減額で、20節扶助費の確定に伴い減額補正をするものであります。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額より2万円の減額で、11節では燃料費の不足により16万円を追加計上、13節で事業の確定により見込まれる不用額を減額するものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額より21万円の減額で、事業確定に伴い7節で見込まれる不用額を減額。

11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費では、既定額に1,888万7,000円を追加し、2,258万7,000円とするもので、昨年7月下旬の大雨により被害のあった河川、町道10カ所のうち4カ所について今年度における災害復旧事業と認められたことに伴い、7節から15節まで関係経費を計上したところであります。

12款公債費、1項1目元金では、既定額に5,053万2,000円の増額で、23節で地方債償還元金を減額し、任意繰上償還元金分5,468万円を新たに計上したことによるものであります。

2目利子では、既定額より143万4,000円の減額で、23節で地方債償還利子と21年度借り入れ分償還利子をそれぞれ減額し、任意繰上償還利子を新たに計上したことによるものであります。

13款諸支出金、2項1目特別会計繰出金では、既定額に2,117万6,000円を追加し、1億7,371万9,000円とするもので、自動車学校特別会計に289万6,000円を新規に計上、国民健康保険事業特別会計では1,967万7,000円を追加計上、老人保健事業特別会計及び介護保険事業特別会計ではそれぞれ減額計上となったところであります。

3項基金費、1目畜産振興基金費では、基金積立金として9万5,000円を追加。

2目減債基金費では、基金積立金として2,682万4,000円を追加。

3目公共施設整備等基金費では、2億円を追加。

5目財政調整基金費では、積み立て利子分を基金積み立てとして16万円を新規に計上。

6目長寿園施設改修拡張事業基金費では、積み立て利子分を基金積立金として35万4,000円を新規に計上。

7目豊かな環境づくり基金費では、積み立て利子分として5,000円を新規に計上。

8目地域振興基金費では、積み立て利子分として3万6,000円を新規に計上。

9目まちづくり基金費では、積み立て利子分として31万6,000円を新規に計上。

10目中山間水と土保全基金費では、積み立て利子分として1万6,000円を新規に計上。

11目土地開発基金費では、町有地の売却代213万9,000円と積み立て利子分合わせまして217万円を新規に計上。

12目天北線代替輸送確保基金費では、積み立て利子分として77万7,000円を新規に計上。

13目農林業活性化基金費では、積み立て利子分として14万円を新規に計上。

14目地域福祉基金費では、積み立て利子分として11万5,000円を新規に計上。

15目ふるさと応援寄附基金費では、今年度寄附をいただいた寄附金41万8,000円を基金積立金として新たに計上。

16目地域活性化基金費では、過疎債ソフト事業充当事業費として予定していた事業費分6,820万円を新たに基金として積み立てるものであります。

以上、既定額に4億8,107万8,000円を追加し、歳出総額を36億6,138万9,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。8ページになります。1款町税、1項町民税、1目個人では90万1,000円の減額で、1節では納税義務者数が当初見込み 비해減少となったことに伴い、230万9,000円の減額、2節滞納繰越分は額の確定により140万8,000円を追加するものであります。

2目法人では110万4,000円の増額で、現年度分では法人課税の増により73万2,000円の増額、滞納繰越分については額の確定により37万2,000円を計上したところであります。

2項固定資産税、1目固定資産税では151万7,000円の増額ですが、現年度課税分は償却資産の実績見込みにより83万5,000円を減額、滞納繰越分は額の確定により235万2,000円を追加するものであります。

3項1目軽自動車税では5万6,000円の減額で、現年度課税分は実績見込みにより7万1,000円を減額、滞納繰越分は額の確定により1万5,000円を追加するものであります。

4項1目たばこ税では54万4,000円の減額で、現年度課税分の実績見込みにより減額補正するものであります。

6項1目入湯税では10万円の減額で、現年度課税分の実績見込みにより減額するものであります。

10款地方交付税、1項1目普通交付税では、算定結果に基づき3億2,560万8,000円を追加し、21億8,560万8,000円とするものであります。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金では155万2,000円の追加で、1節保育料負担金の保育所保育料で入所児の増により155万2,000円の追加。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料では、そうや自然学校使用料について実

績見込みで9万6,000円の減額。

2目民生使用料では、幼児クラブ保育料、児童クラブ指導料の収入見込みで12万7,000円を減額するものであります。

3目衛生使用料では、火葬場使用料の収入見込みをもとに30万円を減額。

4目農業使用料では、町営牧場使用料を収入実績に基づいて47万4,000円を減額。

5目土木使用料では、道路使用料を初め公営住宅使用料等各節について収入見込額をもとに291万1,000円を増額補正するものであります。

2項手数料、1目総務手数料では3万6,000円の減額で、1節及び6節において収入見込みをもとに減額。

2目衛生手数料では15万3,000円の増額で、3節一般廃棄物処理手数料において収入見込みをもとに追加補正するものであります。

3目農業手数料では2万3,000円の減額で、2節において実績により2万3,000円を減額。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、既定額より351万4,000円の減額で、4節において実績により同額を減額補正するものであります。

2目土木費国庫負担金では、昨年7月から8月にかけての集中豪雨による災害に対する災害復旧事業費の国庫負担分として1,430万5,000円を新規に計上。

2項1目民生費国庫補助金では、既定額より374万5,000円の増額で、1節において道補助金の地域子育て支援センター補助金と統合されたことに伴い、大幅な追加補正となったところであります。

3目労働費国庫補助金では、既定額より177万8,000円を1節、2節とも対象事業補助金等の額の確定に伴い、減額補正するものであります。

4目土木費国庫補助金では、既定額より73万2,000円の減額で、1節では事業の確定によりそれぞれ追加及び減額とし、2節においては各交付金の確定により減額補正するものであります。

5目教育費国庫補助金では、既定額より4万3,000円の減額で、各節とも事業の確定によりそれぞれ減額補正するところであります。

6目総務費国庫補助金では、既定額より1万4,000円の減額で、1節においては事業の確定により減額となったところであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額より20万3,000円の減額で、事業の終了に伴い減額補正となったところであります。

15款道支出金、1項1目総務費道負担金では、既定額より2,000円の減額で、事業の確定により減額補正するところであります。

2目民生費道負担金では、既定額より214万6,000円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに減額補正となったところであります。

2項1目民生費補助金においても既定額より575万8,000円の減額で、2節児童

福祉補助金では地域子育て支援センター事業が次世代育成支援補助金に統合されたことに伴う減額で、他の節においてはそれぞれの収入見込額をもとに減額するものであります。

2目衛生費補助金では、既定額に106万9,000円の増額で、2節においては事業の確定により10万6,000円の減額、3節及び4節では各種ワクチンの接種事業に関する実績をもとに新規にそれぞれ計上したところであります。

3目農林業費補助金では、既定額より227万8,000円の減額で、各節における収入見込みをもとに増額または減額補正をしたところであります。

4目総務費補助金では、既定額より16万3,000円の減額で、事業費の確定に伴い減額補正となったところであります。

5目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金では、補助確定に伴い新たに1,052万1,000円を計上。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に27万4,000円の増額で、1節において各種統計事業費の確定に伴い増額または減額補正となったところであります。

4目教育費委託金では、既定額より29万9,000円の減額で、学校支援地域本部事業費の確定に伴い、減額補正することとなったところであります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、各基金利子分で281万9,000円を新規に計上。

2目財産貸付収入では、既定額に50万円の増額で、各節とも収入見込みをもとに増額補正するものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、既定額に213万9,000円の増額で、宮下定住促進団地1軒、旭台定住促進団地2軒の売払収入を追加補正したところであります。

3目生産物売払収入では、既定額に199万2,000円の増額で、1節で町有林の間伐材等の売払収入を追加補正したところであります。

17款寄附金、1項2目指定寄附金、1節総務費寄附金では、ふるさと応援寄附金、今年度中に寄附をいただいた5件、41万円を新規に計上するものであります。

18款繰入金、1項1目天北代替輸送確保基金繰入金では、既定額より1,999万4,000円の減額で、代替バス運営費分については当初基金繰り入れを予定していましたが、一般財源を充当することにより減額となったところであります。

2目まちづくり基金繰入金では、当初繰り入れを予定していましたが、一般財源を充当することになり、全額を減額したところであります。

4目農林業活性化基金繰入金も同様の措置として全額を減額。

2項1目老人保健事業特別会計繰入金では、当特別会計が廃止となったことに伴う措置として新規に51万5,000円を計上するものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に505万7,000円を追加するもので、前年度繰り越し分であります。

20款諸収入、2項1目中小企業融資貸付金収入では、既定額より2万4,000円の減額補正となりました。

3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入では、既定額より7万7,000円の減額で、収入見込みをもとに7万7,000円の減額補正となったところであります。

5項1目雑入では、既定額に1,013万7,000円の増額で、内容は対がん協会検診個人負担金ほか収入見込みをもとに追加、減額及び新規に計上したところであります。

21款町債、1項町債では1億3,955万7,000円の追加で、各目とも地方債補正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきたいと思えます。

以上、既定額に4億8,107万8,000円を追加し、歳入総額を36億6,138万9,000円としたところであります。

以上、歳入歳出のバランスをとらせていただきましたので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、ここで昼食のため暫時午後1時まで休憩にいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般会計補正予算の説明が終わりましたので、これより質疑行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 3点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、19ページの企画費の中の報償費で、講師、アドバイザーを呼んでいろいろ予算計上されているのが結構減額になっているので、この辺で呼んで余ったのか、それともこういう審議会あるいは委員会、それからこういう研修会等が開かれないで減額になったのか、その点をちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、大きいことではないのですが、統計調査費、22ページの5項の中で、11節の需用費で消耗品で44万と。消耗品という節にしては余りにも金額が大き過ぎるなという感じはします。そして、統計調査でこれほどの消耗品を使うものがあるのかなというのが私としてもちょっと疑問が出たので、この消耗品がどういうものなのかについてお聞きしたい。

それから、もう一つは、25ページの労働費、委託料で177万、それで収入のほうで森と癒しのヘルスツーリズムや地域における保健福祉医療の統合支援サービス、こちらで177万が余ったということなのですが、これが結果として雇用再生事業としてどういう形で余ったのか、この分だけ労働の機会が失われていて余ったのかなという気がちょっとするので、177万の減額になった、その根拠についてお聞きしたいと思えます。

以上、3点についてお聞きします。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 私のほうから1点目と3点目についてご説明をさせていただきますと思います。

19ページの企画費でありますけれども、まず環境審議会のアドバイザーの報償費に關しましては、アドバイザーを必要とする環境問題、そういう事案が発生しなかったということから、アドバイザーについては審議会のほうでは要請しなかったということでありませぬ。

それから、総合開発委員会のアドバイザーにつきましては、これは前回10年前の総合計画のときにも総合アドバイザーという形で配置をして、2名の方をお願いをしていこうということでありましたけれども、総合開発委員会、これまで今年度委員の改正をしてからも4回ほど開催をしておりますけれども、具体的にまだこれまでの評価等の議論で今後に向かってアドバイザーを選任していこうというようなところまで議論がいておりませぬので、若干おくれております。そういう意味でまだこのアドバイザーというふうな選任には至っていないということから、減額をしております。

その後地域づくり研修会の講師謝金でありますけれども、これは市町村振興協会の補助事業として、助成事業として計画したものでありますけれども、これにつきましては講師の日程調整がつかなかったということがありましたけれども、私どものほうでそれにかわる講師を選定して企画するというような事務がちょっと滞ってしまったというようなこともありまして、これについては予定した事業を執行できなかったということに伴う減額であります。これは、旅費の15万も含めてのということで大変申しわけなく、おわびを申し上げます。

それから、中頓別しらべ活動の講師謝金でありますけれども、これは鍾乳洞の植物等の調べる活動で計画をしておりました。これにつきましては、ジオパークのほうの鍾乳洞周辺の植生に関する調査というふうに位置づけながら、企画費のほうで落として、その分観光費のほうの事業等執行しているために、こちらのほうは落としたというものであります。

それから、労働費の関係でありますけれども、ふるさと雇用再生対策推進事業全体で148万3,000円の減額になっておりますけれども、これにつきましては内訳といたしましては森林療法のツーリズム事業、これが83万1,000円ほどの減額であります。これにつきましては、前任の事務局長が退任後募集をかけていたのでありますけれども、なかなか応募がなかったというようなことで、事務局長の空白の期間がかなり大きく生じてしまった点ともう一人のインストラクターのほうにつきましても途中空白があつて、募集をかけているのですけれども、見つからなかったというようなことから、あとこちらのほうは途中で2人入れかわったりというようなことで空白が生じたということによるものであります。

それから、もう一つ、保健、医療、福祉の総合サービスの構築に関する事業におきまし

でも65万2,000円ほど減額になっております。こちらのほうは、日額給与で支給をしております。これにつきましても総合支援として保健師を充てておりますけれども、これも4月からその前の年からの人からかわって、その後また今いる方にかわっておりますけれども、この間若干の空白が生じたり、あと実稼働日数の関係で若干落ちたりというようなことから、減額になったものであります。

あと、重点分野の雇用創造事業におきましては、稼働日数が減少したということありますけれども、必要経費を組んだものが若干余ったというようなことで生じたものであります。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 5項統計費の関係でありますけれども、まず1点目、1節の報酬で35万5,000円の減額になっておりますけれども、これは予算化をする段階で指導員に対する報酬も実は認められておりまして、それを当初予算で組むわけですけれども、ただ実際には職員が対応をするわけで、職員に支出することは基本的にはできませんので、その分が結果的に余るわけですけれども、それについては流用申請をすることによって流用は可能になって認めていただけると。ここにおいて消耗品、すべて消耗品になるわけですけれども、ここはすべて使えるのかということですが、ここはうち町全体の財政のことを踏まえた上で需用費に必要なものについて買うという考え方に立っていますので、実際にはここで統計でのお金でありますけれども、トータルとしては消耗品支出については町全体の部分での支出を含めて考えていくことで認められているというふうに考えていただければなというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） つけ加えますと、国勢調査の調査委託料が確定するわけですが、それに伴って町は支出するわけですが、さっき言ったようにそういう人件費的なものはかからないわけで、その分は流用することによって対応が可能ということで、その対応が可能な節のほうに流用をしていくという形で対応するためにこういう形、ちょっと不自然な形になりますけれども、対応せざるを得ないということなので、ご理解いただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 22ページの2項徴税費のところなのですが、13節の委託料でシステム改修委託料、これは何かふぐあいで中止になったということですが、新年度の住民税課税ですか、それに向けてどういうふうな対応がとられるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） これは、9月のときに補正をさせていただいた部分でありますけれども、国税が今電子化になって私どものほうに来るわけですが、それについてシステムを改修して対応するという考え方に立っていました。実際にこれに対応した町

村もあります。しかし、先ほど申しましたとおりこのシステムが完成されたものではないために、いろんな不都合が出てトラブルが発生している状況を町としても確認をしましたので、今回落とす形にしました。これに伴って、今までも手作業で全部やっておりました。今年度については、その作業を職員で対応していくということでやっておりますので、このシステムに変えなければ滞るかという、そういうことではありませんので、精力的に職員の対応でカバーしていくということで、今年度については対応していきたいということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 3点ほど伺います。

まず、1点目は、21ページの一流の、中頓別づくり事業が予算計上した187万すべてが減額になっています。これは、申請者がいなかったということだろうと思いますが、非常に町の活性化も含めて期待すべきことになると私は感じておりました。これは、2分の1補助という形ではありますが、この申請する組織団体、そういった人たちが半額自分たちの自己資本でやる事業というのはいかにもやりづらいと感じておりますけれども、これが申請のなかった理由と2分の1補助の事業について町は今後検討する余地があるのか、第1点として伺いたいと思います。

それから、第2点は、旭台公園の公園費のことなのですが、これ金額的に小さいのですが、これも、当初計上が89万3,000円でした。これが80万円減額、実に9万3,000円しか使っていないのです。これは、先ほど総務課長の説明では、いわゆる地元で管理している自治会との協議においてこうなったというのだけれども、それはこれから疑問点を言いますから。それは、いつ協議して要らなくなったのですか。何をしようとして、遊具を修繕するというのが要らなくなったというのは根拠が何だったのでしょうか、予算化した根拠は、それが要らなくなったという時期がいつだったのでしょうか。そのときに既に話し合っただけで、これは減額すべきものだとは私は思うのです。これがいろんな事業の精算において減額すべきものとは、事業を実施しなかったことの減額とは時期的にも異なると思いますので、その辺どういうことだったのか。それで、当初予算についてこれからやるわけですが、当初予算でまた十数万の補修費を見込んでいますよね。それは、何に使うかは私は事前に調べているから、それはそれでいいのだけれども、当年度の減額のきちとした理由ときょうに至った減額の時期を伺いたいと思います。

それと、消防費です。消防費については、これまでの一部事務組合の職員が来て説明すること自体がこれは法律的には間違いであると。これはわかるわけです。ただ、今後消防費については、負担金等がここで負担金だけを承認し、内容については組合の議会で論議せよという形に本当にするのかどうか。ここで細部について聞くことができるのか、答えられるのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1点目の一流の、中頓別づくり推進事業の

事業主体の側にある2分の1負担がこの制度活用の障害になっているのではないかという点でありますけれども、私どもの現時点の考え方といたしましては、将来においてこの基金を活用して継続的に事業をやっていって、地域を元気にしていこうという取り組みをしていくためにも、やはりしっかりとした主体側の自己財源を確保して運用していく等の要件というのはやっぱり必要ではないかという考え方に立っております。この3年間ほどは二、三件ちょっと活用がありましたけれども、残念ながら今年度については活用がありませんけれども、今後におきましても基本的には2分の1の自己負担をしていただく形で、今回も議会に新しい形で条例提案をさせていただいておりますけれども、そういう考え方に立った提案とさせていただいているものであります。

それと、旭台公園の関係でありますけれども、これにつきましては大変私ども事務を進める上での不手際があったというふうに思っております。まずその点について深くおわびを申し上げたいと思います。この事業につきましては、平成21年度に自治会に立ち会っていただいて遊具の現状に関する点検をさせていただいて、この際業者の方にも来ていただいて、遊具の補修に関する考え方とか、それに要する費用を算定いたしました。それに基づきまして、90万幾らほどの事業費を計上して22年度において執行しようとしたというものであります。ただ、その中で少しでも経費の節減をできるように自治会の方でできるところについては協力をお願いして進めていきたいというふうに考えたものであります。それで、雪が解けてすぐ自治会長と公園を担当されている自治会の役員の方と私どものほうで打ち合わせを行いました。その時点で実は、必要な改修に関する考え方とかなり当初予定したものと食い違いがあったということがわかって、その後軌道修正をしてこの予算の範囲の中で必要なこういう整備をやるというふうに考えていたところでありまして、正直その辺の事務が滞ったということがあるのもう一つは、自治会側のほうで公園の砂場にフェンスをめぐらせるというような改修を希望されて、それに向かって準備をしたところでありまして、古材の活用というようなことも考えながら、いろいろ検討したのですが、残念ながら降雪期前にそれらの調整を図ることができなかつたので、その分こういう形で大変申しわけありませんけれども、今年度減額をして来年度に計上するような形になったということでありまして、ただ、先ほど申し上げましたようにフェンスの関係につきましては古材を活用するというようなことで、経費の大幅な削減をして23年度において執行する予定ということと、あと古い除却してほしいという遊具に関しても23年度において除却をすると。これは、古物商の方に買い取っていただくことで余り経費もかからない形になると思いますけれども、そういった形で公園整備を図ろうとしているものでありまして、そういう意味では昨年12月の議会でも減額ができたのかもしれないけれども、最終的に今回の減額というふうになった事態についておわびをさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 消防費の関係について私からお答えをいたします。

予算につきましては、町長が責任を持って議会に提案するわけでありますから、それが特別地方公共団体の職員に答弁をさせるというのは不合理であると、こういう考え方からして、消防だとか防犯等を担当する総務課長に今後内容の説明と答弁をさせるようにいたします。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 1点目についての一流の、中頓別づくり事業について、今新たに条例が地域づくり活動支援ということの条例にかかわることもわかっています。ただ、私が聞きたかったのは、こんなことを続けていても100万の事業をしたくても50万自分で用意しなければならないということであれば、なかなかやりたくてもできないことが続いていくのでないの。それでは、絵にかいたもちにならないかいということを行っているのです。だから、そのためには町費負担が重たいとしても、3分の1の自己資本にするとか、4分の1にするとかというような方法論を考えていかなければならないのでないのと。ただ、新しい条例をつくったので、新しい条例は2分の1で行っているということ自体はわかりますけれども、そういう行政の今全く反応なかったものに対することに対する評価、それがきちっとできて新しい条例をつくるというような動きをしていただきたいという、そういう思いで言ったわけであります。今の方針はこうなるのだけれども、例えばもしこれが全く利用されないとすればまた検討できるのかどうか、その辺もう一度お願いいたします。

それから、公園費につきましては、公園費は事情があったのでしょうか。わかります。それはそれでいいと思うのだけれども、ただこれ直接担当課長の皆さん方をお願いしておきたいのは、少なくとも皆さんが予算化するというのは大変な努力で予算化したつもりでいると思うのです、金額は仮に小さくても。その予算化をするためには、議会の議決が必要なのわけです。それがほとんど使わないで、事業変更をしたから減額です。例えば入札減で減額した、それから精算して減額できた、これは当然だと思います。しかし、せっかく事業予算をつけて事業ができなかったから減額は、本来は皆さんの努力も報われなかっただろうし、このために議会論議もされているわけですから、そういう経過をたどった上の予算であるということを我々も含めて再認識すべきだろうと思います。

それと、最後の消防については、町長はそういう言い方をしたのですけれども、私はそこも含めてこれを細かくここでやっていくのか、それは避けて消防組合議会でうちの支署の職員と本会議の中でやりとりしてくれと、こういう姿にするのか、その辺聞きたかったのです。よろしく。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、一流の、中頓別づくりの補助の関係でありますけれども、今回の条例と補助の交付割合とは直接関係はありません、はっきり申し上げて。これは、さきの議会で柳澤議員が規則でやっているよりもやはり議会で審議できる条例に変えるべきでないかと、こういうような趣旨に基づいて今回条例提案をするものでありまして、た

また東海林議員の言っている補助率をもう少しかさ上げしたらどうだと、こういうご質問であります。ただ、私は昨年度3件か4件あったような気がします。百何十万の一流の、中頓別の補助金を出していますから、そういう意味からしてたまたまことしかなかった。こういう時期が数年続いていけば、やはり東海林議員が言うようなことも一つのポイントとして考えていかなければならないのかなと思います。ですから、今言ったように22年度は一件もありませんでしたけれども、21年度には数件あったと。こういうことを勘案すると、ここ一、二年の状況を見ただけでこの利用割合が少ない、ないというようなことになれば、もう少し利用頻度を上げるための処置を考えていく必要があるのかなと。ただ、これソフトもハードもこの事業で取り組みますから、そういう部分での補助割合というのをもひとつ考えてみる必要があるのかなと、こういう気もしているところであります。

それから、3点目の関係でありますけれども、私は提案をするのは町長でありますから、この議会で消防費についてもやはり質疑をしていただいて、我々も質疑をされた議員の人たちが納得していただけるような答弁をしていく必要性はあると、こういう思いを持っています。それから、消防の議会は消防の議会としてほかの町村の議員さんもあるわけでありまして、また特別地方公共団体としての責任もあるわけですから、それはそこでまた議論してもらおうと。こういうような形で二重の構造になるかもしれませんが、それが正しい方法でないかなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 3度目、いいですか。

○議長（石神忠信君） ええ、いいです。

○3番（東海林繁幸君） それでは、早速消防費について1点だけ伺います。

本当は聞きたくないのだけれども、総務課長に聞きます。教えてください、ぜひ。B型肝炎の検査委託料が23万円減額されました。この理由お知らせください。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） ご質問のB型肝炎の検査委託料についてであります。このB型肝炎の検査委託対象消防員10名おりますけれども、本来2回ほど予定をしておりました。しかしながら、1回の接種で対応するコースができ上がったということで、2回は必要ないということで、1回で終了するということでの23万円の減額というふうに聞いております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 歳入のところでも12ページですけども、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金ということで69万1,000円ほど計上されておりますけれども、去年の暮れ、12月ぐらいから子宮頸がんワクチンを接種できるようになった。よそでは、子宮頸がんワクチンが不足しているような状況で、対象年齢を少し延ばすとか、そういうことも言われているわけですけども、中頓別町ではこのワクチンの接種状況はどのようになっていますか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 子宮頸がんのワクチン接種であります。今現在対象者が44名中28名が接種をいたしております。回数は、1回接種、2回ばらばらなのですが、状況としては28名が接種されております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 27ページの19節です。負担金補助及び交付金の中の21世紀北の森づくり推策事業補助金です。これの182万8,000円減額の内容についてお尋ねします。

○議長（石神忠信君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） お答えいたします。

21世紀北の森づくり推進事業補助金でございますが、これは民有林の造林に対しまして補助金を出すというものでございます。これにつきましては、当初25ヘクタールで予定を組んでいましたが、最終的に17.57、実績に基づいて支出をしているということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特

別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額から125万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,065万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表の繰越明許費によるものでございます。

3ページをごらんください。第2表の繰越明許費です。1款総務費で1項総務管理費、事業名は教習車両購入事業で、事業費は733万9,000円となっております。

続きまして、5ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から125万5,000円を減額し、4,065万1,000円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、4節共済費29万8,000円の追加です。これは、社会保険料、雇用保険料の率の変更による値上がり分などでございます。それから、9節旅費10万7,000円の減額です。これは不用額を減額したものです。10節交際費、これも不用額を減額しました。11節の需用費なのですが、130万円の減額です。これは、施設修繕費、コースの修繕費を計上しておりましたが、補助金のほうでできることになったため不用になったものです。14節の使用料及び賃借料3万1,000円の減額です。これは、頓別川河川敷地賃借料で、例年どおり値上げを予測して計上しましたが、本年は値上げがなかったため、その分を減額したものです。18節の備品購入費10万2,000円の減額、内容としましては高齢者講習の検査機器の値引き分の減額です。それと、視聴覚教材のちょっとバージョンアップをした部分が追加になっております。19節の負担金補助及び交付金3万5,000円の追加です。内容としましては、指定校協会の負担金がこれ前年度の入校数に対して来るものですから、若干減ったということです。それから、技能検定員の養成負担金なのですが、これは人数割で来るものですから、そのときの受講する人数が足りないと結局高くなってしまって、若干予定より多くなってしまったということです。それから、指定校協同組合の賛助金なのですが、これは全道の指定校が協同組合をつくり、さまざまな自動車学校で使う機材、そういうものの購入を安くする、そういうようなことで設立したわけなのですけれども、その賛助金でございます。本来は、これ協同組合なので、出資金なのですが、これは中小企業向けのもので、町営企業としてはちょっと出資できないものですから、これを賛助金としての形で出してくれという形で計上しております。それから、27節の公課費ですが、これは3万8,000円、車両重量税がちょっと安くなった部分が減額になっております。

したがって、歳出合計、既定額から125万5,000円を減額し、4,065万1,000円とするものであります。

続きまして、4ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から418万4,000円を減額し、2,450万3,000円とするものであります。1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容としましては、普通自動

車授業料10名分、281万9,000円の減額、それと10名に付随するさまざまなものの減額、それから大型特殊車、これも8名分の減額、そういうことで合計418万4,000円の減額になっております。

2款繰越金、既定額に4万円を追加し、4万1,000円とするものです。1項繰越金、1目繰越金とも同額でございます。内容としましては、前年度の繰越金でございます。

3款諸収入、既定額から7,000円を減額し、211万1,000円とするものであります。1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容としましては、1節雑入でSDカード交付手数料7,000円の減額です。

4款繰入金289万6,000円を追加し、1,399万6,000円とするものです。1項繰入金、1目繰入金とも同額です。内容は、一般会計繰入金です。

歳入合計、既定額から125万5,000円を減額し、4,065万1,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成22年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,542万9,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億527万円とするものでございます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明をいたします。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から1万3,000円を減額するものであります。内容につきましては、13節委託料でレセプト件数の審査件数の減から共同電算処理委託料5万円減額、19節負担金補助及び交付金では国保連合会の次期電算導入に伴う保険者分担金として3万7,000円を追加をするものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、既定額から2,017万円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で医療費の減により一般被保険者療養給付費を減額するものであります。

2目退職被保険者療養給付費につきましては、既定額に298万円を追加するものであります。内容につきましては、当初20名で計上しておりましたが、対象者が現在27名と7名増加したことに伴い、療養給付費も増となったものであります。

3目一般被保険者療養費につきましては、既定額に7万円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金であります。コルセットなどの補装具に要する経費が増となったため追加をするものでございます。

4目退職被保険者療養費につきましては、既定額から9万円を減額するものであります。内容につきましては、3目と同様でございますが、退職被保険者につきましてはほとんど補装具の補修がないということから、減額とするものであります。

5目審査支払手数料につきましては、既定額から4万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、当初月大体1,020件程度のレセプト枚数の審査を計上しておりましたが、大体今930件程度でありまして、4万5,000円を減額するものであります。

8ページをお開きください。大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。最初の目のところに療養諸費とあるのですが、この療養諸費を高額療養費に訂正をいただきたいと思っております。大変申しわけありません。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、既定額から273万円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で当初の見込みよりも高額療養が少なかったため減額するものであります。

2目退職被保険者高額療養費につきましては、既定額に11万6,000円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で当初の見込みよりも高額療養が増となったことから追加をするものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、既定額をすべて減額するものであります。内容につきましては、負担金補助及び交付金ですが、それぞれ減額するものですが、これは同一世帯で介護保険の受給者がいる場合、1年間にかかった医療費と介護保険の自己負担の合算額のうち、自己負担限度額を超えた分が給付されるものであります。2月以降の分につきましては、平成23年度に計算されることから、今回の議会で減額をするものであります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費につきましては、既定額から5万円を減額するものであります。内容であります。当初10人分を計上しておりましたが、現在葬祭費で支給をしておりますのは4名でありまして、1名を残し5名分を減額するものであります。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から239万円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で22年度の額の確定により減額するものであります。

4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金につきましては、既定額から4万9,000円を減額するものであります。内容につきましては、同様に額の確定により減額するものであります。

9ページをごらんください。5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、既定額から2万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で老人保健医療費拠出金の額が確定されたことにより減額するものであります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金につきましては、既定額に63万8,000円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で介護納付金の額が確定されたため追加をするものであります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金につきましては、既定額から186万4,000円を減額するものであります。内容につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える部分について算定数値により計算された額を拠出するものですが、これも国保連合会からの額の確定があったため減額をするものであります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、既定額から60万円を減額するものであります。内容につきましては、40歳から74歳までの加入者の健康診査であります。当初270名程度予定していたのですが、140名の受診となったため、負担金を減額するものであります。

9款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、既定額に321万8,000円を追加するものであります。内容につきましては、国保病院の備品、血圧計ほか3点に対する繰出金を追加するものであります。

歳出合計、既定額から2,542万9,000円を減額し、3億527万円とするものであります。

次に、歳入についてご説明をいたします。4ページをお開きください。2款国庫支出金、

1 項国庫負担金、1 目療養給付等負担金につきましては、既定額から575万1,000円を減額するものであります。内容につきましては、1 節現年度分で医療費の減に伴う一般被保険者療養給付で213万6,000円の減、老人保健医療拠出金負担金分で4,000円の増、後期高齢者支援分で306万2,000円の減、介護納付金分で55万7,000円の減としたところです。

2 目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から46万6,000円を減額するものであります。内容につきましては、1 節現年度分で高額医療費が少なかったことによる減であります。

3 目特定健康診査等負担金につきましては、既定額に4万1,000円を追加するものであります。内容につきましては、1 節現年度分で市町村が40歳から74歳までの方を対象に行う健康診査に対する国の負担金を追加するものであります。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金につきましては、既定額から2,516万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、特別調整交付金のうち国保電算システムの改修などに対する特別調整交付金は400万7,000円の増額となっておりますが、国の予算の範囲内で交付される普通調整交付金の減、介護納付金の減などが主な減額の要因となっております。

2 目出産育児一時金補助金につきましては、新たに2名分を計上するものであります。

3 款療養給付費交付金、1 項1 目療養給付費交付金につきましては、既定額に255万5,000円を追加するものであります。内容につきましては、1 節現年度分で退職被保険者に係る医療費が増となったことに伴い、追加をするものであります。

4 款前期高齢者交付金、1 項1 目前期高齢者交付金につきましては、既定額から582万4,000円を減額するものであります。内容につきましては、支払基金からの額の確定によりまして減額をするものであります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金につきましては、既定額から54万5,000円を減額するものであります。内容につきましては、1 節現年度分で高額医療が少なかったことによる減であります。

2 目特定健康診査等負担金につきましては、既定額に4万1,000円を追加するものであります。内容につきましては、市町村が行う40歳から74歳までの方を対象とした健康診査に対する道の負担金を追加するものであります。

2 項道補助金、1 目調整交付金につきましては、既定額から594万1,000円を減額するものであります。内容は、1 節調整交付金で減額するものですが、減額の主な要因は、国と同様に普通調整交付金、後期高齢者支援分、介護納付金などの減によるものであります。

6 款共同事業交付金、1 項1 目共同事業交付金につきましては、既定額に107万円を追加するものであります。内容につきましては、高額医療費の増による追加であります。当初の見込みも少なく計上していたことから、今回追加をするものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、既定額から515万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、市町村と広域連合からの拠出金をもとに保険料の平準化や財政運営の安定化を図るため国保連合会から交付されるものでありますが、連合会の額が確定されたことから減額するものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額に1,967万7,000円を追加するものであります。内容につきましては、2節保険基盤安定繰入金、3節財政安定化支援事業繰入金で、町のルール分として額が確定したため減額するものであります。4節その他繰入金として一般会計から2,200万円繰り入れするものであります。

歳入合計、既定額から2,542万9,000円を減額し、歳入合計3億527万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 歳出の8ページのところですけれども、3目と4目です。高額介護合算療養費というところですが、これはすべて減額ということだったのですが、これの高額介護合算療養費の対象者になった人には、特に申請をしなくても療養費、高額になった分、自己負担以外の分が支給されるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 対象となった方からは、連合会等から通知が来ますので、通知が来た段階で本人に私どものほうから通知をするということになっております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第22号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第22号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第22号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

初めに、事項別明細、歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額に51万円を追加するものであります。内容につきましては、平成22年度で老人保健事業特別会計を廃止することから、12節役務費、13節委託料を減額し、見込んでいた歳入分を28節繰出金で一般会計に繰り出しするものであります。

2款医療諸費、1項医療諸費につきましては、1目医療給付費から3目審査手数料まで実績がありませんので、既定額をすべて減額するものであります。

3款諸支出金では、既定額に10万7,000円を追加するものであります。内容につきましては、23節償還金利子及び割引料で前年度分の医療費負担金を国に1,200円、道に10万5,300円、合わせて10万6,500円を返還するものであります。

歳出合計、既定額に25万6,000円を追加し、62万4,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。4ページをごらんください。1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金及び2目審査支払手数料交付金は、実績がないためすべて減額するものです。

2款国庫支出金、3款道支出金、4款繰入金につきましても同様に減額するものであります。

5款繰越金、1項1目繰越金につきましては、既定額に26万3,000円を追加するものであります。内容につきましては、前年度繰越金を追加するものであります。

6款諸収入、1項雑入、1目返納金につきましては、前々年度の医療費過誤納金として町に還付されるものであります。

歳入合計、既定額に25万6,000円を追加し、62万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第22号 平成2

2 年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成22年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時15分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第23号

○議長(石神忠信君) 日程第17、議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長(青木 彰君) 議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入について既決予定額から2,834万1,000円を減額し、4億8,674万4,000円とし、支出については3,134万1,000円を減額して4億8,374万4,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出、収入について既決予定額に59万7,000円を追加して3,080万5,000円とし、支出については87万2,000円を減額して5,482万2,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額2,401万7,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

2 ページをごらんいただきたいと思います。第4条、企業債、起債の限度額を250万から210万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

第5条、他会計からの補助金、既決予定額に1億3,996万6,000円を追加して2億2,504万6,000円とするものです。

第6条、棚卸資産購入限度額、既決予定額から428万9,000円を減額して7,142万6,000円とするものです。

内容についてご説明をしたいと思います。先ほどお配りしました年度別収支の決算状況及び3月補正予算説明資料で収支の状況をあわせて説明をしていきたいと思ひます。それでは、3月の補正の額、それと補正額ということでご説明をしていきたいと思ひます。患者数については、1日平均入院15.6人、外来77人を見込んでおります。

2ページをごらんいただきたいと思ひます。収益的収支の収益のほうからですが、ご説明をいたします。病院事業収益4億8,674万4,000円で、3,162万3,000円の減額補正といたしました。

医業収益につきましては、3億1,417万9,000円を見込んでおりまして、1億3,776万円の減額補正としております。まず、入院収益ですけれども、患者数の減ということで1億3,618万8,000円を見込んでおりまして、4,850万2,000円の減額。

外来収益ですけれども、純粋な外来収益につきましては1億2,512万4,000円を見込んでおりまして、これも患者数の減等も考慮して663万6,000円の減額とさせていただきます。それから、当初運営費分も外来収益に見込んでおりましたけれども、この分につきましては他会計への負担金の項目に計上させていただいております。

続いて、他会計負担金の救急医療分ですけれども、3,285万7,000円を計上させていただきました。これは、救急告示分として地方交付税措置がされておりますので、その分を計上させていただいております。

その他医業につきましては2,001万円ということで、131万円の増額ということでございます。内容につきましては、医業相談収益で1,470万円、予防接種等の増がございますので、70万円ほどの増を見込んでおります。その他医業につきましては、患者の患者負担治療材料等の増を見込みまして61万円の増ということでございます。

それから、続いて医業外収益ですけれども、補正後の額1億6,956万5,000円ということで、補正額1億313万7,000円を見込んでおります。主なものですけれども、国庫補助金のところで328万2,000円を計上させていただきましたが、医師確保に要した費用に対する国の国保特別調整交付金が認められますので、その分を計上させていただきました。

他会計補助金ですけれども、982万3,000円ということで66万7,000円の増を見込んでおります。基礎年金拠出金公的負担分ということで、率の変更及び精査等による増でございます。

続いて、他会計負担金ですけれども、1億5,345万5,000円ということで、補正額1億232万8,000円の増額を見込んでおります。運営費分に係る一般会計からの負担ということで、交付税範囲内では6,032万3,000円ということで1,032万3,000円の増額を見込んでおりまして、交付税外では9,203万9,000円

ということでの増額を見込んでおります。

その他医業外収益につきましては244万3,000円ということで、25万4,000円ほどの増額を見込んでおりますが、これは看護学生、医学生の実習を受け入れておりますので、それらの謝金の増等が主な内容でございます。

特別利益につきましては、300万円の増額をさせていただいています。経営の健全化計画に基づく累積欠損金解消分として計上させていただきました。

続いて、3ページ、収益的収支の費用についてご説明をしていきたいと思っております。病院事業費用、補正後の額ですが、4億8,374万4,000円ということで、補正額3,134万1,000円とさせていただきました。

医業費用ですが、4億7,915万9,000円ということで、3,045万2,000円の減額を見込んでおります。まず、給与費ですけれども、3億850万9,000円ということで、2,251万4,000円の減額です。給料、手当ともに医師、看護師、技師等の退職あるいは採用の異動等の精査によるものでございます。法定福利費と退職手当組合負担金等もそういったものによる減額補正でございます。

続いて、材料費ですけれども、薬品費、診療材料費、給食材料費とも患者数の減等による減額とさせていただきました。材料費合計7,030万円ということで、540万円の減額補正でございます。

続きまして、経費ですけれども、6,392万9,000円ということで、444万円の減額とさせていただきました。主なものとしては、燃料費のところでは重油の単価アップがございますので、その分で54万2,000円ほどこの部分では増額をさせていただいております。大きなものでいけば賃借料のところでは1,066万1,000円ということで、214万8,000円ほどの減額を見込んでおりますけれども、患者数の減による寝具のリース料等、あるいは重症患者の減による人工呼吸器等のリースの減、それからレセプトコンピューター、栄養管理コンピューター、それから腹膜透析の機器のリースも予定したわけですけれども、導入時期が6月以降になったこと、あるいは入札による減等により減額をしてございます。続いて、委託料ですけれども、2,487万円ということで233万7,000円の減額をしております。これも患者数の減による検査委託の不用の減、あるいはCT保守料も今年度から保守が始まったわけですけれども、6月からということと、保守料の決定に当たって当初見込んでいたよりも減額になったということでございます。

続いて、減価償却費ですけれども、2,704万2,000円ということで、建物の減価償却費1,069万4,000円ということで76万2,000円の増額となっております。昨年の整備した分の減価償却がふえてきているということでございます。

資産減耗費ですけれども、717万9,000円ということで、114万円の増額とさせていただきました。固定資産除去費のところでは712万9,000円を見込んでおまして、114万円の増とさせていただきましたけれども、これは通常分の資産減耗と、そ

れから資産乖離分ということでやってございますので、今年度につきましては従来の浄化槽の部分を処理させていただきましたので、712万9,000円という状況になっております。

続いて、医業外費用ですけれども、448万5,000円ということで、88万9,000円の減額とさせていただきます。主な内容としては、医師看護師養成費の部分で通信制の看護師分のみの養成費支出ということになりましたので、減額をさせていただきます。

1ページに戻っていただきたいと思います。収益的収入及び支出の合計でご説明をしたいと思います。収益合計Aということにしていますけれども、3月補正後4億8,674万4,000円ということで、補正額2,834万1,000円でございます。

費用につきましては、費用合計4億8,374万4,000円ということで、補正額3,134万1,000円でございます。

運営費分収支、それぞれ20年、21年と比較できるようにしてございますが、今年度につきましては1億5,972万7,000円、資産関係分につきましては3,640万8,000円、単年度収支合計1億9,613万5,000円ということで、それと単年度損益、先ほど申し上げました累積欠損金対象分300万円を含めまして一般会計繰入金合計1億9,913万5,000円を見込んでいるものでございます。

続いて、4ページ、資本的収入及び支出についてご説明をしたいと思います。資本的収支の支出のほうからご説明をいたします。支出合計ですけれども、5,482万2,000円ということで、87万2,000円の減額とさせていただきます。

企業債償還については、変わりはありません。

建設改良費において、合計1,222万2,000円ということで、87万2,000円の減額としております。機械備品等の購入で入札減によって924万円ということで、補正67万1,000円とさせていただいております。それと、施設費において、これは重油タンクの配管工事でございますけれども、これも入札減、298万2,000円となりましたので、20万1,000円を減額させていただきます。合計87万2,000円の減額補正ということにさせていただいております。

続いて、資本的収入ですけれども、これら支出に合わせた形で一般会計出資金、それから過疎債分、建設改良費の町からの単独備品等の購入に係る2分の1についても精査をした形で計上させていただきました。

他会計出資金についてもこれら支出に合わせて収入を見直して整理をしたものでございます。

資本的収入合計3,080万5,000円で、59万7,000円の増額とさせていただきました。支出に対して不足する額2,401万7,000円につきましては、単年度留保資金で充当しているというところでございます。

以上、簡単ではございますが、病院会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議

のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,616万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。5ページでございます。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額から178万円を減額し、8,777万2,000円とするものでございます。補正の内訳につきましては、2節給料から4節共済費につきましては給与改定等に伴い補正するものでございます。7節賃金から16節原材料費までについては、執行減等による不用額を減額するものでございまして、13節委託料につきましては漏水管路調査委託料の減額、水道料金徴収委託を9月に廃止したこと等による減額でございます。15節工事請負費の町道水道管移設工事につきましては、町道1条通り線、町道6丁目線改良舗装工事に係る水道移転補償工事で、

当初予算100万円に対し52万5,000円の執行で済んだことによる減額でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては給与改定に伴う負担金、退職手当負担金等の追加、27節公課費につきましては水道事業会計に係る消費税を追加するものでございます。

2款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費につきましては、既定額に250万8,000円を追加し、450万8,000円とするものでございます。

歳出合計につきましては、既定額1億3,543万7,000円に72万8,000円を追加し、1億3,616万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。4ページでございます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきましては、既定額に67万7,000円を追加し、5,620万3,000円とするものでございます。内訳につきましては、1節現年度、水道使用料で48万3,000円を追加、滞納繰越で平成21年度滞納繰越分19万4,000円を追加するものでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、既定額に財政調整基金利子で7,000円を追加し、8,000円とするものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に57万4,000円を追加し、57万5,000円とするものでございます。

5款諸収入、1項雑入につきましては、既定額128万円から53万円を減額し、75万円とするものでございます。内訳は、1目雑入、1節雑入について量水器取りかえ工事料で執行減等による5万5,000円の減額、2目弁償金、1節水道施設移転補償費につきましては、町道1条通り線、町道6丁目線水道移転補償で執行減により47万5,000円を減額するものでございます。

歳入合計は、既定額1億3,543万7,000円に72万8,000円を追加し、1億3,616万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 1点お伺いしますけれども、4ページの使用料及び手数料で滞納繰越19万4,000円、今の説明で21年度分の滞納を繰り越しするということの説明ですけれども、そうするとこの19万4,000円というのは固定化した滞納というふうに感じるのですけれども、そこら辺はどのようになっているかお聞きします。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 先ほど21年度の滞納繰越分というふうに説明いたしましたけれども、言えば21年度までの滞納繰越の合計額ということでございまして、これについては今現在も滞納されている方々に対して納付していただけるよう働きかけを進めているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それで、それのお願いしているのはわかるのだけれども、動きはあるの。多少なりとも入っていると、あるいは21年度分までということですから、数年にわたってのことだと思えるので、そこで私は多少なりとも回収に向けての動きがあればいいのですけれども、そういう意味でまず固定化しているのではないかなということもあってちょっとお聞きしたので、その動きについてどのような状況かお聞きします。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 21年度までに滞納している方については、合計で4名おります。そのうちの3名の方については、すべて納めていただいたり、もしくは若干残っている方もおりますけれども、納めていただいておりますけれども、正直言いましてこれは以前にもお話しした経緯がございますけれども、1名の方が平成15年から滞納を始めて、一時期幾らかは納めていただいたことはございますけれども、なかなか納めていただけていないというのが実情でございます。19万何がしの方がその方の滞納額というのが正直なところでございますけれども、それらも含めて今後も粘り強く納付していただけるよう努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成22年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別

会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお開きください。平成22年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ889万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,748万円とするものがございます。

初めに、事項別明細、歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費につきましては、既定額に254万1,000円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金であります。訪問介護でまず当初年4,000回程度見ておりましたけれども、200回程度減になること、それから通所介護で年2,400回程度見ていたところを400回程度増になるという見込みを立てております。それから、福祉用具貸与ですが、年75人程度見ていたところ、10人程度増となっていること、それから短期入所生活介護が年480人程度見ていたところ、190人程度減になったことから、合わせて居宅介護サービス給付費を254万1,000円追加をするものがございます。

3目施設介護サービス給付費につきましては、既定額から1,282万8,000円を減額するものであります。内容につきましては、当初施設入所者は35名でありました。現在ですが、1名増となりまして36名であります。入所者は1名増となっているのですが、施設入所の実日数が当初1万3,870日程度で見ておったのですが、見込みでは1万2,200日程度となることから、1,670日程度減ることから、1,282万8,000円を減額するものがございます。

6目居宅介護サービス計画給付費につきましては、既定額に52万3,000円を追加とするものであります。内容につきましては、要介護者のサービス計画作成に係る経費であります。当初年600件程度見込んでおりましたけれども、40件程度増となる見込みでありまして、52万3,000円を追加するものであります。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算サービス費につきましては、既定額に116万5,000円を追加するものであります。これは、同じ世帯で後期高齢者医療等介護サービス費の自己負担の合計が基準額を超えたときに高額介護合算療養費として支給されるものであります。当初6名程度として計上しておりましたけれども、これは大幅に、当初の見込みが少なく、決算見込みでは35名程度見込んでおります。前年度と比較をすると、大体同じ程度であります。

それから、6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、既定額から34万円を減額するものであります。これは、低所得者で負担限度額証を交付されている方の限度額を超える受給費分でありますけれども、前年度とほぼ同額程度を見込んで減額とするものがございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、既定額に4万9,

000円を追加するものであります。内容につきましては、積立金利子について追加をするものであります。

歳出合計、既定額から889万円を減額し、1億8,748万円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明をいたします。4ページをごらんください。2款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましては、既定額から472万2,000円を減額するものであります。これは、保険給付費の30%が支払基金から交付されるものですが、額の確定により減額をするものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、既定額から204万5,000円を減額するものであります。これは、保険給付費の居宅介護については20%、施設介護については15%が国庫負担金として交付されるものですが、これも額の確定により減額をするものであります。

2項1目調整交付金につきましては、既定額から116万4,000円を減額するものであります。これは、保険給付費の8.69%が交付されるものですが、これにつきましても額の確定により減額をするものであります。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金につきましては、既定額から29万7,000円を減額するものであります。これは、保険給付費の居宅介護については12.5%、施設介護については17.5%が道負担金として交付されるものですが、これも額の確定により減額をするものでございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、既定額に4万9,000円を追加するものであります。内容につきましては、介護給付費準備基金利子であります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額から136万3,000円を減額するものであります。内容につきましては、基金、国、道の標準給付の額が確定されたことによりまして、一般会計からの繰り入れについてもルール分として減額をするものであります。

7款繰越金、1項1目繰越金につきましては、既定額に265万2,000円を追加するものであります。内容につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

歳入合計、既定額から889万円を減額し、1億8,748万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成22年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第20、議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、石川保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) 議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

初めに、事項別明細、歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、既定額に194万円を追加するものであります。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で保険料負担金を当初402名で計上しておりましたが、現在421名と19人増になったことにより保険料を広域連合に納付するものであります。

歳出合計、既定額に194万円を追加し、2,704万1,000円とするものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。4ページをごらんください。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料につきましては、既定額に131万6,000円を追加するものであります。内容につきましては、1節現年度分特別徴収保険料で149万3,000円の追加、2節現年度分普通徴収保険料で30万2,000円の減、3節滞納繰越で12万5,000円を追加するものであります。なお、滞納繰越につきましては、21年度分として4名分滞納がありましたが、すべて完納となりましたので、後期高齢者医療につきましては現在滞納はありません。

3款繰越金、1項1目繰越金につきましては、既定額に62万4,000円を追加するものであります。内容につきましては、前年度繰越金を計上するものであります。

歳入合計、既定額に194万円を追加し、2,704万1,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成22年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(石神忠信君) ここでお諮りいたします。

議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第10号

○議長(石神忠信君) 追加日程第1、議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定について、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定について、中頓別町地域活性化基金条例を別紙のとおり制定する。

25ページ、制定の要旨であります。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎対策事業債において地域医療の確保、地域住民の日常的な移動のための交通手段の確保等々などソフト面の事業に対しても起債充当が可能となりました。このことにより、対象事業を起債充当により財源確保し、一般財源として予定していたその充当分を新たに基金化するべく本条例を制定をするものであります。こうした取り扱いにより、基金充当分の7割が地方交付税の対象になるとともに、過疎対策事業債、ソフト分

の償還金について基金から充当することにより財政の圧迫を減少させることとなることにより条例化するものであります。

24 ページ、中頓別町地域活性化基金条例。

第1条は、設置の目的であります。この条例は、地域医療の確保、住民の日常的な交通手段の確保をはじめ、地域住民が将来にわたり安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、中頓別町地域活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条については積み立てに関する規定を、第3条では管理に関する規定を、第4条では運用基金の処理に関する規定を、第5条では繰りかえ運用に関する規定を、第6条では処分に関する規定を、第7条では委任事項をそれぞれ規定したところであります。

附則、施行の期日、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 25 ページの対象事業とあるのですが、こういった対象事業はどういったものを予定しているのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今現在過疎計画に対象になっている医師確保のものに関する、あるいはバスの転換に関する事業、それから温泉等の管理に関する指定管理料等々がこれらに該当いたしますので、該当する事業についてはすべてそれに対応していきたいという考え方に立っているところであります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） この過疎地域の自立促進特別措置法でいえば、ソフト分の過疎債の該当になると。今総務課長から話がありましたとおり、いろんな事業が該当するわけがありますけれども、まず皆さん方に対象にならない経費はこういうものだということをご理解をいただければ一番わかりやすいのかなと思います。まず、1点は、市町村の行政運営に必要な経費とされる内部経費、言えば職員の人件費だとか、旅費だとか、または需用費等のそういうものに該当するものについてはだめよと、これがまず1点であります。それから、地方債の元利償還金にこのソフト事業を充てるのも、これもだめと、これが2点目であります。3点目は、中頓別町は直接関係ありませんけれども、生活保護費にこの分を充当することはだめよと。この3点が言えば該当にならない項目であると、こういうようなことを言われております。そういうことからして、国のほうは医師確保のために係る経費、または住民の交通手段に係る経費、それから言われました3点の外の事業、そういうものを該当にさせてもいいよと、こういうようなことでありますから、そういう面も含めて昨年度過疎計画にのせて議会の議決をいただいた事業についてはほとんどこのソフト事業に該当すると、こういうようなことで、22年度分についてはそういうものも含めて指定管理料もこの事業にのせて、そして一般財源が浮いた分を積立金として将来の財政運営

に活用していくと、こういうような考え方を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町地域活性化基金条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時58分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員